

令和6年5月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年7月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、**令和5年1月から令和6年5月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、**平成30年1月から令和6年5月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、広島地方海難審判所と門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [貨物船A\(499トン\) 乗揚事件](#)

夜間、山口県柳井港東方の海岸において、航行中のA船が乗り揚げ、船首部船底外板に擦過傷を生じた

② [遊漁船A\(6.6トン\)漁船B\(3.61トン\) 衝突事件](#)

日出前の薄明時、長崎県壱岐島海豚鼻(いるかはな)南東方沖合において、航行中のA船が漂流中のB船に衝突し、両船の船長が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(499トン) 乗揚事件

(夜間、山口県柳井港東方の海岸において、航行中のA船が乗り揚げ、船首部船底外板に擦過傷を生じた)

【海難概要】 夜間、山口県屋代島西方沖合において、A船(499トン、5人乗組、石灰石754トン積載)は、広島港に向け航行中、単独の船橋当直に就いていた船長が、居眠りに陥り、山口県柳井港東方の海岸に乗り揚げ、船首部船底外板に擦過傷を生じた

【発生日時】 令和4年11月29日05時15分半僅か過ぎ

【発生場所】 山口県柳井港東方の海岸

【死傷者】 なし

【損傷等】 船首部船底外板に擦過傷を生じた

《原因等》 船長が、眠気を催したとき
居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった

船長は、椅子から立ち上がって操船に当たるなど
居眠り運航の防止措置を十分にとるべきであった

《背景》 ・船長は、船橋当直に就いたとき、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった

・船長は、操舵スタンド後方に置かれたひじ掛け及び背もたれの付いた椅子に腰を掛け、自動操舵で当直中、周囲に他船を認めなかったことから気が緩み眠気を催したが、間もなく転針予定地点に達するので、それまで眠気を我慢できると思った

・第一種船橋航海当直警報装置は、操舵室の左舷側天井にセンサーを取り付けて、船橋当直者の動きを5分間検知しなければ警報を発するように設定されていた



【受審人】 **《懲戒》**
船長: 五級海技士(航海) → 業務停止1か月

* 本裁決は、R6.5.22に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 遊漁船A(6.6トン)漁船B(3.61トン) 衝突事件

(日出前の薄明時、海豚鼻南東方沖合において、航行中のA船が漂流中のB船に衝突し、両船の船長が負傷した)

【海難概要】 日出前の薄明時、長崎県壱岐島海豚鼻南東方沖合において、A船(6.6トン、1人乗組、釣り客5人)が航行中、B船(3.61トン、1人乗組)がいか一本釣り漁の操業をしながら漂流中、A船の船首部がB船の右舷船尾部に衝突し、両船の船長が負傷した

(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第38・39条(船員の常務)が適用される

- ・衝突地点付近の海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である予防法が適用される
- ・予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、**予防法第38・39条(船員の常務)が適用される**

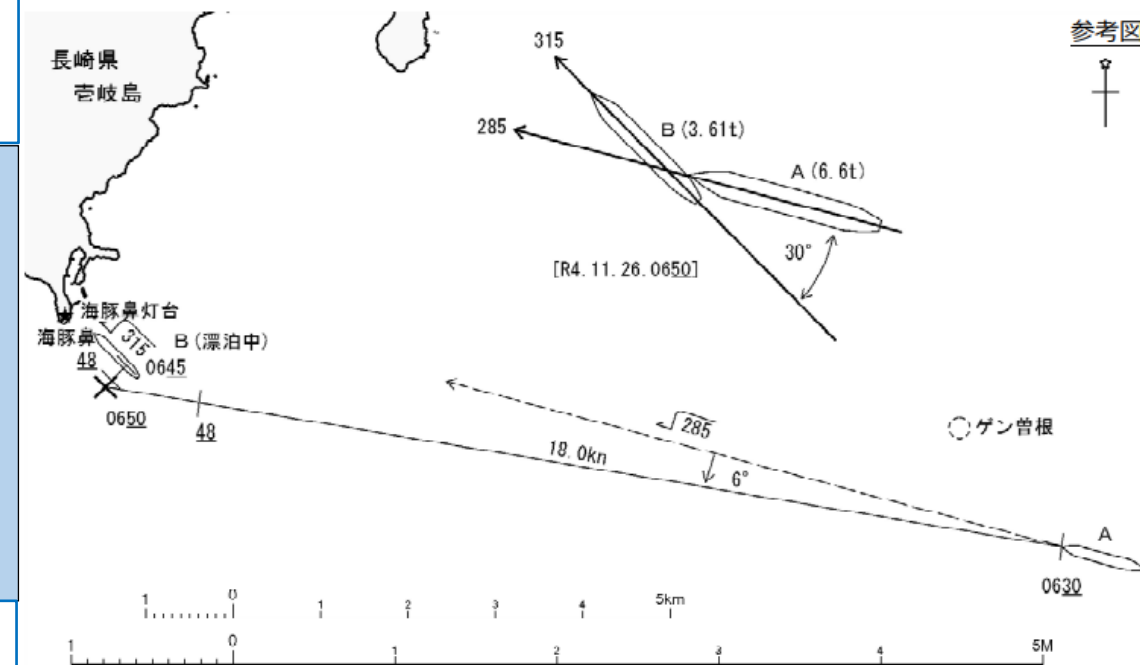
《原因等》 日出前の薄明時、A船が航行中、B船が漂流中、

A船:**見張り不十分**で、漂流中のB船を避けなかった(主因)
[船長Aは、見張りを十分に行うべきであった]

B船:**見張り不十分**で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)
[船長Bは、見張りを十分に行うべきであった]

《背景》・船長Aは、右舷前方に漂流している漁船の動向を把握することに気をとられた
・船長Bは、航行している他船が漂流中の自船を避けると思った

【発生日時】 令和4年11月26日06時50分
【発生場所】 長崎県壱岐島海豚鼻南東方沖合
【死傷者】 負傷2人(A船船長:鼻骨骨折、B船船長:右肋骨骨折等)
【損傷等】 A船: 船首部外板に破口
B船: 右舷船尾部外板に破口(のち廃船処理)



* 本判決は、R6.5.21に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

【受審人】

(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 業務停止1か月
(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

《懲戒》